

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル817区

TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:http://mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

本年施行が予定される法令の概要をご紹介致します。

<"2018年問題"ー対策は大丈夫ですか?>

◇2013年4月の改正労働契約法による有期契約労働 者の無期転換への対応

→有期労働契約が更新されて<mark>通算5年を超えた時は 労働者の申込み</mark>により無期労働契約に転換できる ルールであり、改正法施行後5年を経過した2018 年4月以降に無期転換の権利が発生します。該当 労働者より申込みがあった場合、①現在の労働条 件のまま無期転換社員として受け入れる方法、② 他の区分(正社員・限定正社員等)への転換制度 の導入により受け入れる方法が考えられます。

クーリング期間 (労働契約法18条2項) の確認や、 有期労働契約の定年後再雇用労働者に対する有期特 措法の利用の有無等の確認も必要です。<mark>転換制度の 導入や就業規則等の見直しは必須</mark>となりますので早 めに対策をとりましょう。

◇2015年の改正労働派遣法による派遣期間の見直し

- ・派遣先事業所単位の期間制限 (3年) 派遣先の同一の事業所での派遣社員の受け入れ期 間が原則 3 年が限度
- ・派遣労働者の個人単位の期間制限(3年) 同一の派遣労働者を派遣先の事業所における同一 の組織単位に対する派遣期間が3年が限度

改正法施行後、その<mark>最初の期限が2018年9月末</mark>に到来します(派遣会社に無期雇用されている場合、60歳以上の派遣労働者には期限は適用されません)。

<より安全なクレジットカード取引を!>

◇改正割賦販売法(6月1日施行)

- ・加盟店管理の強化
- →「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」 を新設し、加盟店への調査等を義務付けます。
- ・クレジットカード情報の適切な管理等
- →加盟店に対し、クレジットカード番号等の<mark>情報</mark> 管理等を義務付けます。
- ・フィンテックの更なる参入を見据えた環境整備
- →フィンテック企業等の決済代行業者も登録を受けられる制度が導入されます。

<"日本版司法取引"に注目!>

◇改正刑事訴訟法(6月までに施行予定)

協議・合意制度(日本版司法取引)が導入されます。 日本版司法取引とは、「他人の罪」について供述 や証言、証拠の提出等によって捜査に協力するこ とで、「自分の罪」について起訴の免除や求刑の軽 減を約束する(検察官と合意する)というもので す。ただし、この司法取引が適用されるのは特定 の犯罪で、その中には「財産経済関係犯罪」が含 まれており、租税法、金融商品取引法、独禁法違 反等が列挙されています。

<"観光立国"実現に向けて>

オリンピックに向けて、観光事業に関連する法令 が整備が始まっています!

◇通訳案内士法改正(1月4日施行)

通訳案内士の資格がなくとも有償で通訳業を行うことができるようになります。

◇旅行業法改正(1月4日施行)

地域の観光資源・魅力を生かした体験・交流型 旅行商品の企画・販売の促進が図られます。旅行 サービス手配業(ランドオペレーター)の登録制度が新設 されます。

◇住宅宿泊事業法(6月15日施行)

本誌第11号をご参照下さい(事務所HPに掲載中)。 **<障害者に優しい社会を目指して>**

◇改正障害者雇用促進法(4月1日施行)

- ・障害者の法定雇用率が、民間企業は現行2.0%から2.2%へ
- ・障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が従業員50人以上から45.5人以上へ

◇改正障害者総合支援法(4月1日施行)

- ・障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実 →自立生活援助・就労定着支援サービスの新設
- ・都道府県がサービス事業者の事業内容の<mark>情報を</mark> 公表する制度の新設

◇改正介護保険法(8月1日施行)

- ・高所得高齢者の自己負担割合が3割になります。
- ・福祉用具貸与価格が見直されます。
- ・介護医療院が創設されます。

くその他にも・・・>

◇改正職業安定法(1月1日施行)

- ・雇用者に募集時と労働契約締結時の条件相違の 明示を義務づけます。
- ・職業紹介事業者に<mark>紹介実績</mark>に関する<mark>情報提供</mark>を 義務づけます。(本誌第11号法務トピックス欄もご参照下さい)

◇休眠預金活用法(1月1日施行)

休眠預金(預金等に係る最終異動日等から10年を経過したもの)を民間公益活動に活用できるようにするもので、1月1日に法全体が施行されます。今後、同法が適用される預金等のうち最終異動日等から9年を経過した預金等について、公告およびこれに先立つ通知が行われ、同法に定義される休眠預金等が発生するのは2019年1月1日以降となります。

◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律(建物 状況調査に係る規定が4月1日施行)

既存建物取引時の情報提供の充実が図られます。 宅建業者がインスペクション(建物状況調査)の 結果等について、①媒介契約時、②重要事項説明 時および③売買契約締結時において情報提供を行 うこととされます。

◇改正廃棄物処理法

(2017年6月16日公布(1年以内に施行))

- ・廃棄物の不適正処理への対応が強化されます。
- ・有害使用済機器の適正保管が義務づけられます。
- ・親子会社間における自ら処理が拡大されます。